

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、原発事故直後（平成23年5月）に出生した子の被ばく不安等を理由に県外への避難を継続したこと等を考慮して、避難費用（平成28年3月までの面会交通費等）、二重生活による生活費増加費用（平成26年6月までの水道光熱費等）、就労不能損害（請求期間である平成24年5月分から平成26年5月分につき、期間に応じて減収分の3割から10割）、除染費用（平成28年8月分）及び平成24年8月までの期間については日常生活阻害慰謝料の増額分（家族別離、妊婦、乳幼児の世話、介護、要介護及び持病等の理由がある者に対し、それぞれの該当期間について）が、それぞれ賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という。）が平成25年7月〇日に死亡し、申立人X1、同X2及び同X4が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- (2) 申立人らの知る限り、申立人X1、同X2及び同X4が、被相続人の全相続人であること。

2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の対象期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

3 和解金額

被申立人は、前項の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、申立人らに対し、金996万1157円の支払義務があることを認める。

4 支払方法

（省略）

5 除染費用に関する領収書の交付等

- (1) 申立人らは、被申立人に対し、申立人らが支出した第2項記載の損害項目（除染費用）を裏付ける領収書の原本を交付し、被申立人はこれを受領した。
- (2) 被申立人は、第2項記載の損害項目（除染費用）に関し、(1)の領収書原本上に、被申立人が申立人らに対し同領収書金額のうち一部の支払をした旨及び支払金額を記載した後、申立人らに対し、同領収書原本を返還する。
- (3) 申立人らは、被申立人に対し、第2項記載の損害項目（除染費用。ただし、

同項記載の金額に限る。) に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

- (4) 被申立人は、申立人らが第2項記載の損害項目(除染費用)について被申立人から支払を受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人らの氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することができる。

6 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年6月13日

(仲介委員 草野 芳郎)

令和〇年(東)第〇号 申立人 X1 外3名				
損害項目		申立人	対象期間	金額
避難費用	避難交通費	X1	H26.7.1	3,080 円
	面会交通費・ 一時立入費用	X1 X2	H24.9.1～H28.3.31	252,560 円
生活費増加費用	水道光熱費	X1 X2	H24.9.1～H26.6.30	100,000 円
	新聞購読料	X2	H24.9.1～H26.6.30	60,000 円
	教育費	X1 X2	H26	20,906 円
就労不能損害		X2	H24.5.9～H26.5.7	7,474,070 円
除染費用		X1	H28.8.6	85,410 円
精神的損害 (日常生活阻害慰謝料・増額分)		X1	H23.3.15～H23.3.19 H23.8.1～H24.8.31	420,000 円
		X2	H23.3.11～H24.8.31	760,000 円
		X4	H23.3.11～H24.8.31	315,000 円
		亡A相続分 (X1 X2 X4)	H23.3.11～H24.8.31	180,000 円
弁護士費用		—	—	290,131 円
和解金額				9,961,157 円